

2021年度 甲南大学大学院 入試問題

区分	研究科	専攻	試験科目	試験時間	試験日
修士一般 (1次募集)	社会科学 研究科	経済学専攻 税理コース	専門 (財政学)	60分	2020年9月5日

次の2問のうち、いずれか1問を選択して解答しなさい。

1 我が国の財政状況に関する次の問いに答えなさい（(1) (2) いずれにも解答すること）。

(1) 新型コロナウイルス対策の補正予算で、国債の追加発行によって財政収支の赤字額が膨らみ、中長期的に実質で2%程度の今より高い経済成長を実現できたとしても、政府が基礎的財政収支の黒字化を目指している2025年度は、7兆3000億円の赤字となる見通しとなった。このような情勢を踏まえ、内閣府設置法第18条のもと内閣総理大臣の諮問を受けて、経済財政政策に関する重要事項について調査審議する経済財政諮問会議で、令和2年7月17日に閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針2020」について説明しなさい。

(2) (1) で示す財政状況とは、令和2年の当初予算では新規国債発行額は現政権において8年連続で縮減されていたが、補正後予算で歳出が160兆円を超え、一般会計の基礎的財政収支の赤字の拡大や多大な新規国債発行額によって、厳しい中長期の経済財政状況となった。このような現下の情勢に応じた、今後の望ましい経済・財政一体改革のあり方について論じなさい。

2 税制上の措置に関する次の問いに答えなさい（(1) (2) いずれにも解答すること）。

(1) 令和2年4月20日に閣議決定された「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策」の税制上の措置では、新型コロナウイルス感染症がわが国の社会経済に与える影響が甚大であることに鑑み、感染症及び蔓延防止のための措置によって厳しい状況に置かれている納税者に対して、緊急に必要な税制上の措置が講じられた。なかでも、イベントの自粛要請や入国制限措置など、新型コロナウイルスの感染拡大防止のための措置に起因して、多くの事業者の収入が急減している。現下の情勢を踏まえ、「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策」における中小企業への税制上の措置について説明しなさい。

(2) (1) の今般の措置として給付金の非課税が示されているが、市町村又は特別区から給付される給付金は所得税を課さないこととし、当該給付金の給付を受ける権利は国税の滞納処分により差し押さえることができないこととしている。（第4条関係）。この対象となる当該給付金には、どのようなものが望ましいかを論じなさい。